

○ 標準単位数はどのように設定されているのか。

今回の改訂における大きな特徴は、総合的な学習の時間の標準単位数をこれまで以上に明確にした点がある。

学習指導要領第1章において、「各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる各教科・科目及び総合的な学習の時間並びにそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及び総合的な学習の時間並びにそれらの単位数について適切に定めるものとする」とし、総合的な学習の時間の標準単位数を3～6単位であると明確に示した。

加えて、「総合的な学習の時間については、すべての生徒に履修させるものとし、その単位数は、第1章総則第2款の2に標準単位数として示された単位数の下限を下らないものとする」とした。その上で、「学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って総合的な学習の時間を履修し、その成果が第4章に定める目標からみて満足できると認められる場合には、総合的な学習の時間について履修した単位を修得したことを認定しなければならない」としている。教育課程における総合的な学習の位置付けが、今まで以上に明確になったことを示すとともに、指導の成果を上げ、その認定を確実に行わなければならないことを示している。

第1章総則には、「ただし、特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる」とある。これは、総合的な学習の時間の目標の実現のためには、卒業までに履修する単位数として3～6単位の確保が必要であることを前提とした上で、各教科・科目において、横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われることにより、総合的な学習の時間の単位数を2単位としても総合的な学習の時間の目標の実現が十分に可能であると考えられ、かつ、教育課程編成上、総合的な学習の時間の単位数を3単位履修させることが困難であるなど、特に必要とされる場合に限って、総合的な学習の時間を履修させる単位数を2単位とすることができるという趣旨である。例えば、学校設定教科・科目において、横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われる場合、又は他の教科・科目において、横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われる場合など、2単位とすることができるのは限定的であることを十分注意しなければならない。